

令和8年度ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託
プロポーザル募集要領

1 案件名称

ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務（ステップアップサポート事業）委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

ひきこもり状態にある者は全国で約146万人（50人に1人）いると推計されており、ひきこもり支援を推進することが重要となっている。本事業では、ひきこもり状態にある者に、地域の中で安心して過ごせる居場所を提供することにより、本人のペースで社会参加の第一歩を踏み出すための支援をすること、また、その安心できる居場所の中で、意欲や能力に応じた就労に向けた支援を一体的に実施することで、自己実現や社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ア 居場所づくり（必須業務）
- イ 就労準備支援（必須業務）
- ウ 送迎の支援（任意事業）
- エ 当事者会・家族会（任意事業）
- オ 住民向けの講演会・研修会（任意事業）

※ 具体的内容については、別紙「ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項参照。

(3) 事業規模（見積上限額）

金1,450,320円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

春日井市契約規則の規定に基づき、ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、春日井市ステップアップサポート事業実施要綱に基づく指名停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、損害賠償を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

実施月ごとに必要書類の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙委託契約約款参照

(4) 契約保証金

春日井市契約規則第 34 条に該当しない場合は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証を必要とする。

(5) 再委託について

再委託は禁止とする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 市内業者又は準市内業者であること。

※ 市内業者とは、営業所として春日井市内に本店等を有する業者のこと
をいい、準市内業者とは、営業所として春日井市内に支店等を有する業者
のことをいう。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に
該当する者でないこと。

(3) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間中
でないこと。

(4) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24
年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置
を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始
の申立てがなされている者でないこと。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事
再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審
査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続
開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。

5 スケジュール

・参加申請関係書類の受付開始	令和8年2月9日 午前9時から
・参加申請関係書類の受付終了	令和8年2月26日 午後5時まで
・質疑受付締切	令和8年2月17日 午後5時まで
・質疑に対する回答	令和8年2月19日
・企画提案書の受付開始	令和8年2月9日 午前9時から
・企画提案書の受付終了	令和8年2月26日 午後5時まで
・審査会開催日	令和8年3月6日
・審査結果通知	令和8年3月中旬（予定）
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日
・事業完了	令和9年3月31日

6 参加申請手続に関する事項

(1) 参加申出書の提出

ア 受付期間

令和8年2月9日午前9時から令和8年2月26日午後5時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに地域共生推進課に到達したものに限るため、必ず到達の有無を電話で確認すること。

イ 提出書類

(ア) プロポーザル参加申出書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

(ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 発行日から3か月以内のもの。

※ 申出者が法人の場合、提出を要する。

(エ) 国税、都道府県民税及び市税に未納がないことの証明書（納税証明書等）

※ 直近1年度分。コピー可

ウ 提出部数 各1部

※ 提出書類は全てA4判縦向きに揃え、片面印刷で表紙を付けて左綴じとする。

エ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所健康福祉部地域共生推進課

(2) 質問の受付

質問がある場合は、

ア 受付期間 令和8年2月9日から令和8年2月17日午後5時まで

イ 提出方法 Eメールで質問書（様式8）を提出し、提出後に必ず電話にて担当者に受信を確認すること。

ウ 提出先 春日井市役所健康福祉部地域共生推進課

E-mail chiiki@city.kasugailg.jp

電話 0568-85-6251

エ 回 答 参加者全者に対して、令和8年2月19日までに春日井市公式ホームページにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式3）

A4版（縦向き）とし、合計20頁以内とする。

(イ) 業務実施体制（様式4）

(ウ) 責任者及び担当者の経歴等（様式5）

責任者、担当者等の過去5年以内の実務実績を記載したもの。

(エ) 設置予定地の状況（様式6）

(オ) 見積書（任意様式）

a 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載した書面を提出すること。

b 2(2)アからオに記載する業務ごとに項目を分けて見積書を作成すること。

イ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

(ア) 事業に対する基本的な考え方

企画提案では、ひきこもり支援についての基本的な考え方を示すとともに、本事業が担うひきこもり状態にある者に対する居場所づくりや就労準備支援等について提案すること。

(イ) 実施業務

必須業務（居場所づくり、就労準備支援）は企画提案書に記載すること。任意業務（送迎支援、当事者会・家族会、住民向け講演会・研修会）は、実施の有無を判断の上、実施するものに関してのみ記載すること。

(ウ) 運営体制

a 個人情報の管理について記載すること。

b 安全管理や事故対応等の体制について記載すること。

c 職員の質の確保（人材育成等）について記載すること。

(エ) 各業務の実施方法

a 居場所づくり

- (a) 開催する時間帯や頻度、実施場所における工夫など、ひきこもり状態にある者が来やすい環境の整備について具体的な提案すること。
- (b) 利用者の居場所における過ごし方について具体的な提案すること。
- (c) 伴走支援を行うための支援体制（人員の体制等）について記載すること。
- (d) 利用者の個々の状況や心情に寄り添った支援を行うとともに、自立のためのきっかけづくりを行うための具体的な提案すること。
- (e) 利用者の困りごとなどに応じて、必要な支援機関と協力して支援するための具体的な提案すること。

b 就労準備支援

- (a) ひきこもり状態にある者の多様な背景や個別性の高いニーズに配慮した体制の整備について具体的な提案すること。
- (b) 日常生活自立（生活リズムや身だしなみ等）に向けた具体的な提案をすること。
- (c) 社会生活自立（あいさつやコミュニケーション等）に向けた具体的な提案をすること。
- (d) 将来に向けた知識や経験を得るための具体的な提案すること。
- (e) 就労体験等を通して、周りの役に立っている、貢献していると感じられる「自己有用感」や「自己肯定感」を高め、社会参加する意欲の形成に向けた具体的な提案をすること。

c 送迎の支援（任意業務）

就労準備支援の利用者が、本人や家族の支援による来所が困難な場合に所定の場所まで送迎を行うため体制について、具体的な提案をすること。

d 当事者会・家族会

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを分かち合えたり、必要な学びや情報交換等を行うための具体的な提案をすること。

e 住民向け講演会・研修会

ひきこもり状態にある当事者や家族への理解を深めるとともに、相談先や受けられる支援について普及啓発を図るための具体的な提案をすること。

ウ 受付期間

令和8年2月9日午前9時から令和8年2月26日午後5時まで

エ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※ 副本に関しては、社名を黒塗りにすること。

オ 提出方法及び提出先

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所健康福祉部地域共生推進課

カ 提出期限 令和8年2月26日午後5時まで（必着）

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 本企画提案の審査については、ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業業務委託プロポーザル審査会が行う。

イ 審査委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プрезентーション

(ア) 開催日時 令和8年3月6日（金）午前

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

(イ) 場所 市民活動支援センター第2・5集会室

※ 順番、集合場所については、別途通知する。

(ウ) 内容・方法

- a 事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーションにより審査する。
- b 企画提案書以外の追加資料の配付は認めない。
- c プrezentationの時間は15分、質疑応答10分の計25分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。
- d パソコンを使用する場合、準備は前者終了後の調整時間である5分以内とする。
- e プロジェクタ (NEC社製 NP54J) 及びケーブル (VGA及びHDMI) は市にて用意する。
- f プrezentationは非公開とする。

エ 審査は、審査基準に基づく評価点数の合計が高い順に順位をつけ、最も順位が高い最優秀者と、次の (ア) から (カ) の地区 (中学校区) のうち最優秀者と異なる地区の中で最も順位が高い事業者を契約候補者とする。なお、審査の結果、評価点数の合計が満点の5割未満の場合は、契約候補者として選出しない。

- (ア) 坂下地区
- (イ) 高森台・石尾台・藤山台・岩成台地区
- (ウ) 高蔵寺・南城地区
- (エ) 松原・東部・鷹来地区
- (オ) 柏原・中部地区
- (カ) 西部・味美・知多地区

(2) 審査基準・配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。審査基準の詳細は別紙のとおり。

ア 運営体制及び人員の確保 【配点 25 点】

- (ア) 個人情報の適切な管理 【配点 5 点】
- (イ) 安全管理の実施 【配点 5 点】
- (ウ) 適切な人員配置 【配点 5 点】
- (エ) 質の確保 【配点 5 点】

(オ) 実施場所の状況【配点 5 点】

イ 業務の適切な実施【配点 70 点】

(ア) 環境の整備（居場所づくり）【配点 5 点】

(イ) 過ごし方の提案（居場所づくり）【配点 8 点】

(ウ) 支援体制（居場所づくり）【配点 5 点】

(エ) 支援内容（居場所づくり）【配点 8 点】

(オ) 多機関協働（居場所づくり）【配点 5 点】

(カ) 支援体制の整備（就労準備支援）【配点 8 点】

(キ) 日常生活自立（就労準備支援）【配点 5 点】

(ク) 社会生活自立（就労準備支援）【配点 7 点】

(ケ) 将来に向けた経験（就労準備支援）【配点 5 点】

(コ) 意欲喚起（就労準備支援）【配点 8 点】

(ハ) 送迎体制（任意事業）【配点 2 点】

(シ) 任意事業の実施（当事者会・家族会）【配点 2 点】

(ス) 任意事業の実施（住民向けの講演会・研修会）【配点 2 点】

ウ 業務経費（見積金額）【配点 5 点】

(3) 失格事由

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は審査対象を取り消すものとする。

ア 4 の各号に掲げる要件を満たさないとき。

イ 提出方法、提出期限等が守られなかつたとき。

ウ 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

エ 提出書類に虚偽の記載があつたとき。

オ 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

カ 著しく社会的信用を失墜する行為があつた場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。

キ その他不正な行為があつたと市長が認めたとき。

(4) 審査結果の通知及び公表

評価結果及び審査結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する

8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び応募に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (3) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (4) 提出書類は原則として返却しない。ただし、審査の結果、不採用となった参加事業者の登記事項証明書及び未納の税額がないことの証明書について返却を求められたときは、返却に応じる。なお、返却期限は提出日から1年間とする。
- (5) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (8) 提出先、問い合わせ先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市健康福祉部地域共生推進課

E-mail chiiki@city.kasugailg.jp

電話 0568-85-6251